

一般競争入札を行いますので、京都市契約事務規則第5条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成19年8月9日

京都市長 榊本頼兼

1 競争入札に付する事項

(1) 工事名称

京都市山科市営住宅整備工事

ただし、2棟東側棟全面的改善工事

(2) 工事場所

京都市山科区西野様子見町1番地2

(3) 建物概要

ア 構造・規模等

鉄骨鉄筋コンクリート造11階建て

イ 延べ床面積

8,544.65平方メートル

ウ 住戸数（現況）

188戸

(4) 工事概要

住戸改善工事、規模増改善工事、共用部分改善工事、外壁改善工事、屋上外断熱改善工事（防水工事含む）、集会所改善工事、屋外・外構部分改善工事及び解体撤去工事

(5) 工期

着工命令の日から10箇月以内

(6) 支払条件

ア 前金払

平成19年度に、同年度の出来高予定額の40パーセントを超えない範囲内で、平成20年度に、同年度の出来高予定額の40パーセントを超えない範囲内で、支払うこととする。ただし、1会計年度における前金払の支払限度額は、3億円とする。

イ 部分払

平成20年度に2回、出来形部分に相応する部分払を行うこととする。

(7) 別途工事

畳工事、電気設備工事及び衛生設備工事

2 入札までの手続

- (1) 3の入札参加資格に関する事項について、5の入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有すると認められた者を本件入札参加有資格者とする。
- (2) 上記(1)の確認結果は、5(4)のとおり通知する。
- (3) 当該有資格者に対して設計図書の複写を承認し、当該有資格者が設計図書の複写（有料）を入手することにより入札を行う。
- (4) 本件入札は、京都市電子入札システムにより行う。

3 入札参加資格に関する事項

本件一般競争入札参加資格確認申請書の提出の日の前日において、現に京都市契約事務規則（以下「規則」という。）第4条第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は規則第22条第1項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登録されている者であって、一般競争入札参加資格確認申請書を提出した日（(2)にあつては、提出の日から競争入札参加資格確認の日までの間）において次に掲げるすべての条件を満たす者

- (1) 本市内に本店を有すること。
- (2) 本件入札に係る一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限から競争入札参加資格の確認までの期間において、京都市競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- (3) 4の共同企業体に関する事項に掲げる条件をすべて満たすこと。

4 共同企業体に関する事項

本件工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工方式とする。

共同企業体は、建設業法に基づく建築工事業の許可を受けており、次の(1)～(5)の要件を満たす2者による自主結成とする。

なお、構成員の重複は禁止する。

- (1) 代表者となる構成員は、直前の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法第27条の27の規定によるもので、同法第27の29第1項に規定する総合評定値が記載されており、開札予定日において有効（審査基準日から1年7箇月以内）なものに限る。以下同じ。）における「建築一式」の総合評定値が950点以上あり、かつ、平成9年度以降に完成済みで、単独又は共同企業体の構成員（いずれも元請）として、次に掲げるア、イ及びウのいずれの工事についても施工実績を有すること。

なお、共同企業体の構成員としての施工実績の場合は、出資比率20パーセント以上で自社の監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置した場合に限る。

ア 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延べ床面積5,000平方メートル以上の建築物の新築工事

イ 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の共同住宅の新築工事

ウ 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物内部の改修（リニューアル）工事

- (2) 代表者以外の構成員は、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「建築一式」の総合評定値が900点以上あること。
- (3) 構成員は、建設業法に基づく建築工事業に係る監理技術者を、専任で1名以上配置し得ること。

なお、配置予定の技術者については、常勤の自社社員であり、かつ、本件入札参加資格確認申請時において、引き続き3箇月以上の雇用関係があること。

- (4) 構成員の出資割合の下限は、30パーセントとする。
- (5) 本件入札に参加しようとする者が、別の共同企業体の構成員として次の各号のいずれかに該当する場合は、そのうちの二者しか参加できない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- (ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(7) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

前各号と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

5 入札参加資格の確認

(1) 本件入札に参加しようとする者は、次の書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、指定する期間内に必要な書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。

また、必要書類の作成に係る費用は申請者の負担とし、提出された書類は返却しないが、本市において無断で使用しないものとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）（用紙交付）

イ 添付書類

(7) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

(イ) 施工実績調書（用紙交付）

4(1)に示す施工実績を記載し、それを証明し得る契約書及び仕様書等の写しを添付すること。

(ウ) 技術者配置予定調書（用紙交付）

4(3)の技術者を記載し、その者の監理技術者資格者証等の写しを添付すること。

また、当該技術者については、本件入札参加資格確認申請時において、他の工事に配置されておらず、かつ申請時以降、落札決定の日時までの間においても、他の工事に配置する予定がないこと。

なお、落札した場合においては、技術者配置予定調書に記載された者と異なる者の配置及び履行の途中における技術者の変更は認められない。

(エ) 特定建設工事共同企業体入札参加資格確認申請書

(オ) 特定建設工事共同企業体協定書（甲）

国土交通省が示す様式で、平成14年3月29日付国総振第162号により改正後のもの

(カ) 委任状

代表者（又は本市に届出済みの受任者）以外の代理人名で申請書を提出する場合に提出が必要

(2) 申請書等交付の場所及び期間

ア 書面による交付

(ア) 場所

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市理財局財務部調度課工事契約担当

（電話075-222-3313）

(イ) 期間

公告の日から平成19年8月23日（木）正午まで。ただし、京都市の休日（以下「休日」という。）を除く。

なお、申請書等の交付を行う時間は、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

イ インターネットからのダウンロード

調度課のホームページに、5(2)ア(イ)の期間終了まで、入札公告及び申請書等を掲示するので、インターネットからダウンロードする者は、A4判の帳票

として印刷し使用すること。

ホームページのアドレス <http://www.city.kyoto.jp/rizai/chodo/>

(3) 申請書等の提出方法

5(2)アの場所及び期間内に、5(1)に掲げる書類を持参し提出すること。

申請書等の受付時間は、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

(4) 入札参加資格の確認結果通知等

本件入札参加資格の確認結果は、電話により通知する。

なお、入札参加資格を有すると確認した旨通知があった者は、資格確認通知後、5(2)ア(7)の場所で速やかに、本件工事の設計図書の複写承認申請書の交付を受け、本市の指定する印刷所で、指定された期間内に設計図書の写し（有料）を入手すること。

ア 通知予定期日

平成19年8月30日（木）

イ 入札参加資格を有しないと認めた者に対する書面による理由説明

本件入札参加資格確認において入札参加資格を有しないと認めた旨通知を受けた者は、その理由について書面による説明を求める場合は、平成19年9月3日（月）午後5時までに、その旨記載した書面を5(2)ア(7)の場所まで持参し提出すること。

6 入札参加資格確認の取消し

本件入札参加資格があると認められた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、市長は5(4)に示す通知を取り消し、改めてその旨を通知するものとする。

(1) 落札決定の日時までの間に、規則第2条第1項の規定により定めた一般競争入

札参加者の資格を喪失したとき。

- (2) 落札決定の日時までの間に、3に規定する本件入札に参加する者に必要な資格を喪失したとき。
- (3) 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までの期間に、要綱第29条第1項の規定により定めた競争入札参加停止措置を受けたとき。
- (4) その他市長が特に入札に参加させることが不相当であると認めたとき。

7 入札方法等

- (1) 本件入札は、京都市電子入札システムにより行うので、入札期間内に、入札端末機利用者カード（規則第6条第4項に規定する入札端末機利用者カードをいう。）の交付を受けている共同企業体の代表者が、5(2)ア(7)の場所に設置する入札端末機（規則第6条第2項に規定する入札端末機をいう。以下同じ。）を使用することにより入札データを送信する方法により入札すること。
- (2) 共同企業体の代表者が、入札端末機利用者カードの発行を受けていないときは、入札期間の終了の1時間前までに、入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受け入札すること。
- (3) 落札価格は、入札金額に100分の5に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を入力すること。
- (4) 入札者は、送信した入札金額の訂正又は撤回をすることができない。
- (5) 落札者は、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、低入札価格調査制度に係る調査基準価格を下回る価格で入札を行ったときは、同制度に基づく調査を実施し、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、その者との契約を行わないことがある。

(6) 本件入札において、3の参加資格があると認められた者が二者以上であるときは、その者の商号（法人にあっては名称）、予定価格及び低入札価格調査制度に係る調査基準価格を入札の前に公表する。

(7) 本件入札において、3の参加資格があると認められた者が一者であるときは、規則第12条第2項に基づき本件入札を取り消す。

8 入札期間及び開札日時等

(1) 入札期間

平成19年9月10日（月）、11日（火）及び12日（水）の午前9時から午後5時まで。ただし、端末機利用者は正午から午後1時までを除く。

(2) 入札を行う者は、次の方法により、入札金額に対応する積算内訳書を提出しなければならない。

積算内訳書に工事名及び工事場所、開札日、会社の商号又は名称並びに代表者の役職及び氏名を記載し、登録印を押印したうえで、封入、封かんし、封筒表面にも工事名及び工事場所、会社の商号又は名称を記載して、入札期間の終了までに5(2)ア(7)の場所に持参すること。

(3) 上記(2)の積算内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(4) 開札日時

平成19年9月13日（木）午前9時から開札し、落札者を決定する。

なお、落札者に対しては、落札した旨を開札日の午後5時までに、電話により通知する。

(5) 落札者以外の入札参加者に対する通知

ア 落札者以外の入札参加者に対する通知

平成19年9月14日（金）午前9時から同月19日（水）午後5時まで

(ただし、休日を除く。)の期間に、来庁時の口頭又は電話による問い合わせがあった場合に限り、口頭により通知する。ただし、上記期間内に、書面による通知を請求する旨の書面による請求があった場合には、書面による通知を行う。

イ 落札者以外の入札参加者に対する書面による理由説明

落札者以外の入札参加者は、落札者とならなかった理由について書面による説明を求める場合は、平成19年9月19日(水)午後5時までに、その旨記載した書面を5(2)ア(7)の場所まで持参し提出すること。

(6) 入札の執行結果の公表

入札の執行結果は、平成19年9月14日(金)午後1時から5(2)ア(7)の場所で開催に供し、併せて調度課のホームページにおいて公表する。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

納付。ただし、規則第7条の2第1項第1号から同項第6号に掲げる国債その他の有価証券の提供又は金融機関の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行った場合又は金融機関若しくは保証事業会社と契約保証契約の予約を締結した場合は、入札保証金を免除する。

(2) 契約保証金

納付。ただし、有価証券等の提供又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

10 入札の無効

規則第6条の2各号(第3号を除く。)に定めるもののほか、虚偽の申請により競争入札参加資格があると認めた者が行った入札及び予定価格を上回る価格の入札

は無効とする。

11 議会の議決に付すべき契約

本件工事の請負契約は、議会の議決に付すべき契約に該当するため、契約の相手方となる者は、まず本市と仮契約を締結し議会の議決を経た後、本契約を締結する。仮契約を締結してから議会の議決があるまでに、仮契約の相手方に別に定める基準に該当する反社会的行為等があったときは、当該仮契約は解除する。この場合において、仮契約の相手方は、本市に対し、仮契約代金額の100分の5に相当する額の違約金を支払わなければならない。

12 その他

- (1) 本件入札は、政府調達に関する協定の適用を受けないものではない。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 本公告に関する問い合わせ先 5(2)ア(7)に同じ。
- (5) 設計図書の内容に関する質問は受け付けない。
- (6) 公正な競争を確保するため、本件入札において互いに競争相手であった落札者（以下「契約者」という。）と落札者以外の者（以下「非落札者」という。）とが次に掲げる事項を行うことを禁止する。
 - ア 契約者が、非落札者に本件工事の施工に関して建設業法第2条第1項に規定する建設工事を請け負わせること。
 - イ 非落札者が、契約者から本件工事を請け負うこと（2次下請、3次下請その他契約者と直接契約を締結しない場合を含む。）。

(理財局財務部調度課)